

療養費支給申請(一般診療)について

R7.10.1作成

給付内容について

急病など、やむを得ず資格確認書等をもたずに診療を受け医療費を全額支払った場合、療養に要した費用の**保険給付分を支給**します。

添付資料について

診療報酬明細書(レセプト)・領収書を添付してください。

時効について

療養費(一般診療)の払戻しの時効は費用の支払日から2年です。

本組合の書類受付日が費用の支払日から2年を経過したときは支給することができませんので、お早めにお手続きください。

その他留意事項

支給対象は保険診療と保険診療の入院時食事療養費です。保険外診療は支給できません。

申請書は月毎・医療機関毎・療養費の種類別(医科・歯科・調剤)・被保険者毎にご提出ください。

また、同じ医療機関であっても、入院と外来を受診している場合はそれぞれ1枚ずつの申請となります。

＜例＞ 歯科医師 花子さんが2月28日と3月1日に〇〇〇〇整形外科クリニックで治療を受け、3月1日に△△△△調剤薬局で薬を処方してもらった場合

→ 2月28日	〇〇〇〇整形外科クリニック分	} 申請書は3枚提出する
3月 1日	〇〇〇〇整形外科クリニック分	
3月 1日	△△△△調剤薬局分	